

名古屋市告示第490号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域及び拡散防止管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「措置管理区域」という。）を指定します。

また、同条例第58条の4第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の拡散の防止等の措置を講ずることが必要な区域（以下「拡散防止管理区域」という。）を指定します。

令和 6年10月11日

名古屋市長 河 村 た か し

1 措置管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市千種区宮東町 1番の一部

(2) 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

(3) 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

2 拡散防止管理区域について

(1) 指定する区域

名古屋市千種区宮東町 1番の一部

(2) 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒<sup>ひ</sup>素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

(3) 講ずべき汚染の拡散の防止等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課